

宝くじサービス規定

2025年1月1日現在

1. (サービス内容)

- (1) 「青森みちのく宝くじサービス」(以下「本サービス」といいます)とは、次の各取引を一括して行うサービスをいいます。
 - ① 当行の現金自動預入引出機(以下「ATM」といいます)の操作による、当行所定の当せん金付証票(以下「宝くじ」といいます)の購入。
 - ② ①により購入した宝くじの当行による保護預り。
 - ③ ①により購入した宝くじの当行による当せんの有無の調査、ならびに当せん金の支払い。

2. (利用対象者)

- (1) 本サービスを利用できるのは、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます)、貯蓄預金その他別にお知らせした預金のキャッシュカード(代理人カードを含みます)を保有する個人の方とします。
- (2) (1)にかかわらず、当行からの振込による入金を行うことができない預金口座のキャッシュカードによって本サービスを利用することはできません。
- (3) 当行以外の金融機関のキャッシュカードによって本サービスを利用することはできません。
- (4) 未成年者による本サービスの利用はご遠慮ください。

3. (宝くじの購入)

- (1) 宝くじの購入は当行所定のATMにおいて、当行所定の日時に行うことができます。当行本支店の店頭で購入することはできません。
- (2) 宝くじの購入代金はキャッシュカードによる預金の払戻(総合口座取引規定にもとづく当座貸越による払戻を含みます)の方法で当行に支払われるものとします。現金による購入はできません。
- (3) ATMの画面にしたがって、宝くじの種類、タイプ、ナンバー、口数、回数その他の所定の事項を正確に入力してください。なお、入力することのできる口数、回数、および1回あたりの購入額等には別にお知らせした上限があります。
- (4) 当行が購入内容を確認したうえで購入代金相当額をキャッシュカードにかかる預金口座(以下単に「預金口座」といいます)から(2)の方法により払戻し、ご利用明細票を発行したときに本サービスによる取引が成立するものとします。このとき預金口座の名義人を宝くじの購入者とさせていただきます。
- (5) ご利用明細票には購入内容が記載されますので、大切に保管してください。

4. (宝くじの保護預り)

- (1) 本サービスにより購入された宝くじは、すべて当行が保護預りするものとし、宝くじの交付・返還は致しません（ご利用明細票は購入内容の控であり、宝くじではありません）。
- (2) 宝くじの保護預り期間は、当せんの有無にかかわらず、6. (1) により当せん金を支払うべき時点までとし、その後当行において処分させていただきます。

5. (当せんの調査)

当行が保護預りする宝くじにつき、当該宝くじに係る各抽せん日において当せんの有無を調査します。

6. (当せん金の支払い)

- (1) 5. による調査にもとづき、当せんした宝くじの当せん金を、原則として抽せん日の2銀行営業日後までに預金口座に振り込む方法で支払います。振込日の指定はできません。また当せん金を現金で受け取ることはできません。
- (2) 1口あたりの当せん金が300万円を超える場合には、(1)による支払いとともに、当行から購入者あてに別途通知を行います。
- (3) 当せん金の支払いが(1)に定める期間内に行われない場合には、すみやかに預金口座の取引店にご照会ください。
- (4) 当せん金の預金口座への振込が不能であったときは、当行において当せん金をお預りします。この場合お預りした当せん金への利息はつきません。お預かりした当せん金は購入者からの当行所定の方法による申し出により支払います。

7. (他の業者への再委託)

当行は、本サービスにおける宝くじの保護預り、ならびに当せんの調査を他の業者に再委託し、購入内容、購入者の氏名・住所・電話番号、預金口座番号等を当該業者に開示します。この時当行は、当該業者に対して適切な内容の機密保持義務を負わせるものとし、また、当該業者は本サービスのために更に他の業者に上記業務を委託し、これに伴い上記情報を開示することがありますが、当行は上記情報の秘密が守られるよう、十分な措置を講じるものとし、ます。

8. (受託金融機関への情報開示)

当行は宝くじに係る事務を地方自治体から受託している金融機関（受託金融機関）に対し、当せん者の氏名・住所・電話番号、当せん内容、預金口座番号等を開示します。この情報は、宝くじに関係の無い目的で使用されることはありません。

9. (取引の取消・訂正・変更)

本サービスにより成立した取引を取消・訂正することはできません。また、取引内容の変更はできません。

10. (通知・連絡)

- (1) 本サービスに関する購入者への通知・連絡は、預金口座について届出られた氏名・住所・電話番号等にもとづいて行います。購入者の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の書面または電磁的記録により当行へ届け出てください。
- (2) (1) により届け出られた氏名・住所にあてて当行が通知、連絡、その他書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に送達したものとみなします。
- (3) (1) により届け出られた電話番号の不通、預金口座の解約等の理由により通知・連絡を行うことができなかったとしても、これによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

11. (免責事項)

次の各号の事由により、宝くじの購入不能・当せん金の入金遅延等が発生しても、これによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

- (1) 災害・事変・通信障害・裁判所等の公的機関の措置等やむをえない事由が生じたとき。
- (2) 当行、当行がシステム運営を委託する会社、その他関係者が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線、コンピューター機器等に障害が生じたとき。

12. (譲渡・質入)

本サービスにもとづく購入者の権利を譲渡・質入することはできません。

13. (他の規定の準用)

本規定に定めのない事項については、関係する預金規定およびキャッシュカード取引規定により取扱います。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表

することにより、周知します。

- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上